

取 扱 基 準

名 称	新潟市空き家活用推進事業
補助区分	運営費補助 □ 事業費補助 ■
補助金の概要	空き家の利活用の促進を図るため、福祉活動や地域活動、移住定住、流通促進（住替え・跡地活用）といった市が進める施策において空き家の活用等を行う場合に、費用の一部を補助します。
目 標	数値化 ■ 非数値化 □
	・活用件数 58件/年間
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	補助事業者の情報について公表します。 ※補助事業者が個人の場合、情報の公表は行いません。 ※事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	空き家活用のためのリフォーム工事費（福祉、地域、移住） 空き家の購入費（移住、流通） 空き家の解体費（地域、流通）
補助額 及びその算定方法 又は補助率	○福祉活動活用タイプ 改修工事費の1/3 上限100万円 (耐震改修を行った場合 補助上限額を100万円加算) ○地域活動活用タイプ ・活用…改修工事費の1/3 上限100万円 (耐震改修を行った場合 補助上限額を100万円加算) ・跡地活用…解体工事費の1/3 上限50万円 ○移住定住活用タイプ ・購入…空き家の購入費の1/2 上限75万円 ・リフォーム…空き家の改修工事費の1/2 上限75万円 ※購入とリフォームを行う場合 上記の合計 上限150万円 ○流通促進活用タイプ ・住替え…空き家の購入費の1/3 上限30万円 (子育て世帯は購入費の1/2 上限45万円) ・跡地活用…未接道地の土地購入費と解体工事費の1/3 上限50万円 ※解体工事費は空き家の延べ床面積×27,000円で算出した金額を上限とする (法人が申請する場合、対象経費は解体工事費のみ) <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 3年 4月 1日
評価の時期	令和 5年 9月30日
終 期	令和 6年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 補助事業者（個人を除く）は、新潟市からの補助を受けて事業を実施した旨を記載する。
	〔媒体〕 事業を広報するためのチラシ、ホームページ等
担当部署	建築部 住環境政策課 住環境整備室 電 話 025-226-2813 (直通) e-mail jukankyo@city.niigata.lg.jp